

資材

REPORT

今月の紹介メーカー

アトミット / かなめ流通グループ

かなめ流通グループ独自のヒット商品 抗菌剤配合のソフトナーK-1 柔軟仕上げ剤

お手頃価格&使い勝手がよい

かなめ流通グループでは様々なオリジナル商品を展開しているが、その中でも長年にわたり「オリジナル商品売り上げ1位」の座を守っているのが、抗菌剤配合の業務用柔軟仕上げ剤「ソフトナーK-1」。

主な特長は、木綿からウール、化学繊維まで衣類を傷めず、柔らかな仕上がりを提供する。また、長年にわたり売れ続けている大きな理由は、お手頃価格&使い勝手がよいこと。

クリーニング工場はもとろん、リネンサプライや施設、コインランドリー等、幅広く支持されている。しかも、そのユーザーたちが継続的に買い替えているからこそ、オススメの理由がある。

▽成分▽陽イオン系界面活性剤▽液性弱酸性▽用途▽衣料用品(綿、毛、化学繊維用)▽容量▽16kg缶

使用方法は、すぎの水がキレイになったら、本品を入れて2〜3分回転させる。その後は通常の絞りを(脱水機にかけても効果は変わらない)。使用量の目安は、水30ℓに対し本品20ml、洗濯物量では5kgに対し50ml。

なお、着色してしまふことがあるため、洗剤や漂白剤と一緒に使用しないこと。

注文は、最寄りのかなめ会員機材商、または事務局(TEL03・5295・0136)まで。



▶▶お手頃価格&使い勝手がよいことで人気の「ソフトナーK-1」は、かなめ流通グループのオリジナル商品!



ク工場が作ったりサイクル脱脂綿 水もOKの油吸着シート

(株)アトミット(埼玉県三郷市)では、天然繊維タイプのリサイクル脱脂綿「油吸着シート」を新発売。主流のPP製品は基本的に油のみを吸収するが、本品は同価格帯でありながら、油だけでなく水の吸収力も抜群。特に水と油が混在するような場面で使用すると、最も効果を発揮するとい

サイズ(一枚)は約40



▲水の吸収力も抜群の「油吸着シート」



▶不要になったふとんを高温消毒漂白洗浄し再生

く、抜群の吸収力を持つた白ウエスとしても活躍する。

なお、本品はクリーニング工場が作ったりサイクル脱脂綿で、不要にな

たふとんから天然繊維の綿(わた)を選別し、高温消毒漂白洗浄を行うことにより、衛生的に再生した脱脂綿をシート状に成形したものである。この洗浄工程により脱脂綿化された綿は、新品の天然繊維よりも素材本来の吸収力が格段に向上しているという。

アトミットではクリーニング工場に対し、エレメント交換時などでの使用を提案しており、詳細は同社(TEL048・948・6891)まで。

クリーニング所における衛生管理要領

7月3日付で一部が改正

厚生労働省では、クリーニング所の衛生水準の改善を図るため、営業継続計画(BCCP)策定および対策、近隣環境への安全配慮や環境保全等について追記。クリーニング所研修の受講義務もデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則を踏まえたアノログ規制の見直しに係る」第245条の4第1項に基づき技術的助言となる。

ちなみに、クリーニング所の研修について、クリーニング業法では、「第八条の二」として以下のようになっている。

◇ ◇ ◇

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

また、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会が策定した「デジタル原則を踏まえたアノログ規制の見直しに係る」第245条の4第1項は、令和5年7月3日付で改正された。

なお、各都道府県や保健所設置市等に発出された当該通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の趣旨を踏まえ、左の新旧対照表にて。

新旧対照表

新	旧
<p>第1・2(略)</p> <p>第3 管理</p> <p>1 クリーニング師の役割</p> <p>(1) クリーニング業法に基づき、洗濯物の処理を行うクリーニング所に必ず設置することとされているクリーニング師は、<u>衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識並びに洗濯物の処理に関する専門知識及び技能等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者として、以下の業務を担う役割となるものであること。</u></p> <p>ア 衛生法規及び公衆衛生</p> <p>(ア) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、施設、設備等の衛生管理、有機溶剤等の適正な使用管理、<u>衛生的で安全な従事環境の確保等について、当該クリーニング所以外の従業者に指導的立場から関与すること。</u></p> <p>(イ) クリーニング師は、当該クリーニング所において、洗濯機、脱水機、プレス機等の安全・衛生管理、洗剤、有機溶剤等の管理、<u>指定洗濯物の適切な消毒など、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めること。</u></p> <p>(ウ) クリーニング師は、利用者利益の擁護を図るため、<u>クリーニング事故の発生防止に努めるとともに、万一事故が生じた際の対応責任者として原因究明を行い、利用者が不当に不利益を被る事態となることがないように努めること。</u></p> <p>(エ) クリーニング師は、感染症や災害が発生した場合の事業継続計画(BCCP)の策定等に積極的に関与し、<u>感染症や災害が発生した際には、当該クリーニング所において、適切な感染防止対策や災害被害の軽減・復旧等に取り組みこと。</u></p> <p>(オ) クリーニング師は、当該クリーニング所における近隣環境への安全配慮や環境保全対策等に向けた取組を推進すること。</p> <p>イ 洗濯物の処理</p> <p>(ア) クリーニング師は、洗濯物の適正な処理について、<u>当該クリーニング所以外の従業者の教育・指導を行うこと。</u></p> <p>(イ) クリーニング師は、当該クリーニング所において、<u>洗濯物の処理に関する品質管理の実質的な責任者として、衛生的で質の高いクリーニングサービスの提供に努めること。</u></p> <p>(2) クリーニング師は、3年を超えない期間ごと(業務に従事した際は1年以内)にクリーニング師研修を受講することにより、<u>知識及び技能の向上を図ること。</u></p> <p>(3) 当業者は、クリーニング業法第4条により、<u>クリーニング所(洗濯物の受取及び引渡のみを行うものを除く。)ごとに1人以上のクリーニング師を置かなければならないこととされているが、(1)の(ア)、(ウ)及び(オ)並びに(イ)の(ア)の業務は、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合は、当該業務についてオンライン実施・兼任により対応できるものであること。</u></p> <p>2~5 (略)</p> <p>第4~6 (略)</p>	<p>第1・2(略)</p> <p>第3 管理</p> <p>1 クリーニング師の役割</p> <p>(1) クリーニング業法に基づき、洗濯物の処理を行うクリーニング所に必ず設置することとされているクリーニング師は、<u>公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。</u></p> <p>(2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、<u>以下に掲げる施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、日頃から関連する研修会、講習会への積極的な参加等により一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めること。</u></p> <p>また、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会において策定された「デジタル原則を踏まえたアノログ規制の見直しに係る」第245条の4第1項は、令和5年7月3日付で改正された。</p> <p>なお、各都道府県や保健所設置市等に発出された当該通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の趣旨を踏まえ、左の新旧対照表にて。</p> <p>クリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>第4~6 (略)</p>